

平成 30 年 2 月 22 日
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

再商品化事業の円滑な実施を図るための重要事項

1. 労働災害の発生防止に関わる注意喚起

再商品化業務において、作業安全ならびに良好な労働衛生状態の確保は事業実施にあたっての最重要事項であるにもかかわらず、下記データの通り、未だ重大災害が後を絶たない状況にある。

* 労働災害（怪我等身体への障害を伴う）事故年度別発生件数

H29：10件（～1月末）、 H28：16件、 H27：5件、 H26：9件、 H25：6件、 H24：6件

特に平成 28 年度は、年間 16 件と異常な件数で発生しており、また、重篤な内容の事故が目立っていた。

今年度に入っても、1 月末時点で 10 件もの労働災害が発生している。次頁「表 1」に、今年度発生した労働災害の概要をまとめた。（委託関連業務は「表 2」）

昨年度に引き続き、骨折に至る災害が多く発生しており、要因としては、挟まれ・巻き込まれが圧倒的に多い。機械を停止しない（止めても惰性回転中に手をだす）、設備の原理が分かっていない等、基本的事項の欠如に基づく災害とも言える。

類似災害の発生防止を含め、これ以上労働災害を発生させることのないように一層注力していただきたい。

【参考】

作業員への労働安全衛生教育に、以下の web ページ等を活用ください。

* 厚生労働省「職場の安全サイト」

・ヒヤリ・ハット事例 <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/hiyari/anrdh00.htm>

・機械災害データベース <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/kikaisaigai.html>

・安全衛生ビデオ <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/anzenvideo.html>

* 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター

・災害事例（ヒヤリ・ハット事例） https://www.jaish.gr.jp/anzen/sai/saigaijirei_index.html

表1 労働災害発生状況リスト <～1月>

No.	発生日時	災害の概要
1	4月25日	・ペレット搬送ダクト内にペレット詰まりが発生した。ライン停止し、ペレット除去の為に脱水機に手を入れたところ、回転体が惰性で回っていて右手に接触した。 その結果、右手中指・人差し指・小指の裂創という労災となった。(休業2日)
2	5月1日	・選別作業中、コンベアに流れてきたPSを取る為、右手を左側へ大きく伸ばして取ったが、直後に動いてきたコンベア架台に手を挟めて痛めた。 診断の結果、右手母子中指手骨 骨折 という労災となった。(全治6週間)
3	5月30日	・パージ樹脂を再投入するために薄く伸ばすローラー設備があり、そのローラーにパージ樹脂を投入する際に、左手小指を挟んだ。 その結果、裂傷(10針縫合)及び 骨折 という労災となった。
4	6月8日	・梯子から降りる際、梯子の高さ約150cmから転落した。転落時に、ついた左手に負荷がかかった。その結果、左手首を 骨折 する労災となった。(全治5週間)
5	8月29日	・製品搬送コンベアにプラスチック部品(塩ビパイプ)が挟まっているのに気づき、機械を停止しないまま点検口を開け、手を入れたところコンベアに巻き込まれた。 その結果、右手人差し指 骨折 、薬指と小指を 切断 する労災となった。 ⇒労働基準監督署から是正勧告書が提出された。
6	10月26日	・手選別ラインにて、フラフ圧縮機の光電センサー用光電ビーム通過穴からひも状のフラフが飛び出しているのに気づき、指で押し込んだ。押し込んでいた途中で油圧上蓋が動き出し、上蓋の側面と筐体の鉄板の間に右手人差し指を挟まれた。 その結果、右示指末節骨解放 骨折 という労災となった。(休業13日)。
7	11月22日	・光学選別機後のコンベア上に原料が閉塞し、詰まり原料の除去作業中に、別作業者が開いていた点検ピットに足を踏み外し、ピット縁の鉄骨に肋骨を強打した。 その結果、肋骨を 骨折 するという労災となった。(2ヶ月の安静要)
8	12月29日	・ブンセン機の内部清掃時、メンテナンスのために上方に上げていたフタが落下し、落下位置においていた左手親指を挟んだ。 その結果、左手親指先端を 骨折 するという労災となった。
9	1月15日	・破碎機の刃の交換作業のサポート時、回転刃を固定するプレートを取外し、そのプレート周辺の粉塵を清掃する際、プレート角に右手親指が接触した。 その結果、親指を4cm程度切るという労災となった。(不休)。
10	1月19日	・洗浄粉碎機後のスクリーコンベア、プレウォッシュ間のホッパーで詰まりが発生した為、スクリーを停止させ、除去作業をしていた。その際に、ホッパー内原料に鋭利な物が混入しており、右手中指の第一関節付近を1cm強切創した。(不休)。

{委託関連業務における労働災害}

表2 労働災害発生状況リスト <1月のみ>

発生日時	災害の概要
1月19日	<p>(自社利用/コンパウンド設備)</p> <p>・コンパウンド設備の原料投入口にこぼれ落ちた原料を拾い、投入口に入れようとして、手がスクリューに巻き込まれた。</p> <p>その結果、右手指切断、右手背部挫滅創、右小指開放骨折、右手背皮膚欠損創という労災となった。(全治3ヶ月)</p>
1月24日	<p>(自社利用/パレット製造ライン)</p> <p>・成形ライン作業場にて、原料投入用サイロの2階架台から階段で降りる際、慌てていて足がもつれ、階段を踏み外しよろめいた。体を支えようとして、手すりに右わき腹を強打した。</p> <p>その結果、右肋骨不全骨折という労災となった。(加療2週間)</p>
1月25日	<p>(運搬事業者)</p> <p>・積雪でタイヤチェーンを装着する為に車外に降りた際、道路の凍結により足を滑らせ転倒した。</p> <p>その結果、左ひじ脱臼という労災となった。</p>
1月27日	<p>・高圧洗浄機のタイヤの空気が足りないと思い、空気入れを行った。その際、タイヤが破裂し外れ、左手にぶつかった。</p> <p>その結果、左示指・中指基節骨骨折、左第3中手骨骨折という労災となった。</p>

2. 労働災害が発生した場合の対応

① 報告（平成 27 年度事業者説明会においても説明）

受託業務において、万一、事故や労働災害が発生してしまった場合の協会への報告については、下記のように願います。

事故・労働災害における報告区分

事故・労働災害の報告	労働基準監督署への報告書提出の要・不要		協会への報告	協会の措置対応*
	報告対象	報告期日		
(事故報告) 労働安全衛生規則第 96 条	96 条に示される事故が発生した場合、報告書を提出		速やかな報告 及び 月次報告	前置措置としての指導票を発行
(労働者死傷病報告) 労働安全衛生規則第 97 条	労働災害により死傷し、又は休業した場合、報告書を提出	休業 4 日以上	速やかな報告 及び 月次報告	前置措置としての指導票を発行
		休業 4 日未満	①四半期ごと 1～3 月、4～6 月 7～9 月、10～12 月 ②期間最後の月の翌月末日まで	前置措置としての指導票を発行
		休業無し	不要 (療養の給付請求書) 医療機関を経由し労基へ提出	内容に応じ対応

*：前置措置以降の対応は、措置規程上限基準に準ずる。

尚、受託業務以外の報告は不要とする。

但し、受託業務に影響を及ぼす事故については報告を要する。

② 再発防止

事故や災害の原因を解析し、2 度と同じような災害を起こさないように十分な安全対策を取っていただきたい。

以上